

令和2年5月5日

保護者の皆様

旭川市教育委員会
教育長 黒 蕨 真 一

新型コロナウイルス感染症に対応した小中学校の臨時休業期間の延長について

日頃から、本市教育行政の推進に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、保護者の皆様には、学校における新型コロナウイルス対策に多大なる御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、本市では、保護者の皆様の御協力のもと令和2年4月20日から5月10日まで市立小中学校を臨時休業としておりますが、この度、国の緊急事態宣言が令和2年5月31日まで延長されたことを受け、昨日、北海道教育委員会から、令和2年5月11日から5月31日まで、更に臨時休業とすることが要請されました。

本市といたしましても、市内では感染拡大の傾向は見られないものの依然として予断を許さない状況であることや、道内全域で徹底した感染症対策を継続することが重要であることを踏まえ、北海道教育委員会から要請があった次の期間、小中学校の臨時休業の期間を延長することといたしました。

度重なる臨時休業の延長により、子どもたちや保護者の皆様には多大なる御負担をおかけすることとなりますが、子どもたちの健康と安全を守るためのこの度の措置に対し、引き続き御理解を賜りますようお願い申し上げます。

＜臨時休業を延長する期間＞

令和2年5月11日（月）から令和2年5月31日（日）まで

保護者の皆様へお願い

- 休業期間中は、不要不急の外出は控えるよう御協力ください。
- 毎日のお子様の体調管理と健康観察をお願いいたします。発熱等の風邪の症状がある場合は必要に応じて医療機関を受診してください。
- 早寝早起き等の規則正しい生活やバランスのとれた食事など、お子様の免疫力が高まるような生活について御配慮ください。
- ご家庭でも引き続き、手洗いや咳エチケット等の励行による感染症予防に努めてください。
- お子様の学習や生活に関すること等、学校はご家庭と連携して対応してまいりますので、心配なことなどがありましたら、学校へ連絡をお願いいたします。
- 休業期間中における分散登校の実施等については、学校を通じて改めてお知らせします。

※学校給食の提供中止に伴う給食費の取扱いについて

臨時休業に伴う学校給食の提供中止に係る給食費の取扱いについては、口座引き落としの
手続の都合等から、5月引き落とし分は予定どおりお支払いいただき、6月引き落とし分以降で調整させていただきます。御迷惑をおかけいたしますが、御理解くださいますようお願いいたします。